

参照条文目次

一	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	16
二	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	17
三	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十七号）	21
四	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）	23

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収（第九条―第二十四条）
 - 第三章 フロン類の破壊（第二十五条―第三十六条）
 - 第四章 費用負担（第三十七条）
 - 第五章 雑則（第三十八条―第五十四条）
 - 第六章 罰則（第五十五条―第六十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）
第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。
 - 一 エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）
 - 3 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
 - 4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。
 - 5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。
- 第三条 主務大臣は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制に関する事項について、指針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が整備され、又は廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を整備させ、又は廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業(第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 (略)

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条

第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 (略)

(登録の拒否)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。以下同じ。）、第二種フロン類回収業者（同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。）又は自動車製造業者等（同条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第二十六条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者（以下「第一種フロン類回収業者」という。）で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 (略)

2 (略)

(登録の更新)

第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3・4 (略)

(変更の届出)

第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧）

第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）に届け出なければならない。

一～四 （略）

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であつた個人又は第一種フロン類回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

（登録の取消し等）

第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 （略）

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（主務省令への委任）

第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

第十八条の二 第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特

定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種フロン類回収業者（前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四條第三項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項並びに第三十四條第二項において同じ。）は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

3 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。

4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

（第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務）

第十九條 第一種特定製品の廃棄等を行う者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

（特定解体工事元請業者の確認及び説明）

第十九條の二 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなるものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者（以下この条及び第五十二條第一項において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 （略）

（第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等）

第十九條の三 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 （略）

二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 (略)
- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。
- 一 (略)
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 (略)
- 3 (略)
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 (略)
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 (略)
- (第一種フロン類回収業者の引取義務)
- 第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- 2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、

フロン類を回収しなければならない。

(引取証明書)

第二十条の二 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 6 (略)

(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかったものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

4 (略)

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第一種フロン類回収業者に対し、第十八条の二第一項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡し、第十八条の二第四項若しくは第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第十九条の二第一項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に必要必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第十九条の三の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項から第五項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。

5 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 フロン類の破壊

(フロン類破壊業者の許可)

第二十五条 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第二十六条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 (略)
 - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ (略)
 - ロ (略)
 - ハ 第三十条の規定により許可を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
 - ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第三十条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - ホ 第三十条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ヘ (略)
- (許可の更新)
- 第二十七条 第二十五条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 2 第二十五条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。
 - 3・4 (略)
- (変更の許可等)
- 第二十八条 フロン類破壊業者は、第二十五条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
 - 2 第二十六条の規定は、前項の許可について準用する。
 - 3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第二十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(廃業等の届出)
- 第二十九条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であった個人又はフロン類破壊業者であった法人を代表する役員
 - 六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人

を代表する役員

2 フロン類破壊業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、当該フロン類破壊業者に対する第二十五条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第三十条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第二十六条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第二十六条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当することとなったとき。

四 (略)

(フロン類破壊業者名簿)

第三十一条 主務大臣は、第二十五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第三十二条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、フロン類破壊業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第三十三条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者から第二十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(使用済自動車再資源化法第百五条に規定する指定再資源化機関をいう。以下同じ。)から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、第一項の規定によりフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

4 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(破壊量の記録等)

第三十四条 (略)

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者、使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下同じ。）を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 (略)

(指導及び助言)

第三十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第三十三条第一項の規定によるフロン類の引取り若しくは同条第二項の規定によるフロン類の破壊の受託又は同条第三項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十六条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第三十三条第三項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 費用負担

第三十七条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から第十八条の二第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用（以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。）に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

3 (略)

4 第一種特定製品整備者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

5 (略)

第五章 雑則

(フロン類の放出の禁止)

第三十八条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

(表示)

第三十九条 特定製品の製造等（製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を受けて行うものを除く。）、輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。）を業として行う者は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロンの回収又は見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一～三 (略)

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

第四十条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロンの回収又は運搬を行う者は、当該フロンの回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロンの回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

(使用済自動車再資源化法との関係)

第四十一条 (略)

(主務大臣によるフロンの製造業者等への協力要請)

第四十二条 主務大臣は、フロンの製造等を行う事業者に対し、第五条に規定する責務にのっとりフロンの回収又は運搬を行うに当たっては、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うよう努めることを要請するとともに、国が第七条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第四十九条及び第五十条の規定により講ずる措置に関し、フロンの回収及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロンの回収及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及その他フロンの適正かつ確実な回収及び破壊を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(報告の徴収)

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロンの回収業者又はフロンの回収業者又はフロンの回収業者又はフロンの回収業者に対し、フロンの回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロンの回収業者又はフロンの回収業者又はフロンの回収業者又はフロンの回収業者の事務所若しくは事業所又はフロンの回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第四十五条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第四十六条 主務大臣は、第二十二条第四項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求)

第四十七条 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合、当該フロン類破壊業者が第三十三条第三項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第四十八条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第四十九条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第五十条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第五十一条 (略)

(主務大臣等)

第五十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第四十五条の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産

業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第十九条の二第一項及び第四十条の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第五十三条 (略)

2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うことができる。

(経過措置)

第五十四条 (略)

第六章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して登録を受けずにフロン類の回収を業として行った者

二 不正の手段によって第九条第一項の登録(第十二条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第二十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十五条第一項の規定に違反して許可を受けずにフロン類の破壊を業として行った者

五 不正の手段によって第二十五条第一項の許可(第二十七条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

六 第二十八条第一項の規定に違反して第二十五条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七 第三十条の規定による業務の停止の命令に違反した者

八 第三十八条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者

第五十六条 第二十四条第五項又は第三十六条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第十三条第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項又は第三十四条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第二十二條第三項、第三十四條第三項又は第四十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出を怠った者
- 二 第三十九条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

○登録免許税法（昭和四十二年六月十二日法律第三十五号）（抄）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇百十八 （略）		
百十九 フロン類破壊業者の許可	許可件数	円 一件につき九万
百二十〇百六十 （略）		

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月法律第八十一号）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七（略）

2（略）

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のため求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二・三（略）

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二・三（略）

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二・三（略）

7～10（略）

（都道府県における本人確認情報等の利用）

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 四 (略)
- 2 5 4 (略)

別表第一 (第三十条の七関係)

提供を受ける国の機関 又は法人	事務
一 八十六 (略)	(略)
八十七 経済産業省又は環境省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平成十三年法律第六十四号) による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六条第一項の更新又は同法第四十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 百二十二 (略)	(略)

別表第二 (第三十条の七関係)

提供を受ける区域内の 市町村の執行機関	事務
一 六 (略)	(略)
七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二 市町村長	総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法 (昭和二十四年法律第二百十号) 第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十

八〇十一 (略)	四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第三 (第三十條の七關係)

提供を受ける他の都道府県の執行機關	事 務
一〇十一 (略)	(略)
十二 都道府県知事	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九條第一項、第二十五條第一項若しくは第二十九條第一項の登録、同法第十二條第一項(同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第十三條第一項(同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三〇二十九 (略)	(略)

別表第四 (第三十條の七關係)

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機關	事 務
一〇五 (略)	(略)
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十條第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五條第一項若しくは第二十九條第一項の登録、同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する同法第十二條第一項の更新又は同法第二十八條及び第三十三條第一項において準用する同法第十三條第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十條第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>六の二 市町村長</p>	<p>総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七～十 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第五(第三十条の八関係)

一～十五 (略)

十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第十三条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七～三十四 (略)

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「フロン類」とは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）以下「フロン類回収破壊法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいう。

8・9（略）

10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類回収破壊法第三十三条第三項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいう。

11～17（略）

（自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等）

第二十六条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取ったときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン類回収破壊法

第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者（次項において単に「フロン類破壊業者」という。）に委託しなければならない。ただし、

第二百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託するときは、この限りでない。

2～4（略）

（登録の拒否）

第四十五条（略）

一（略）

二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

から二年を経過しない者

三～七（略）

2（略）

（登録の拒否）

第五十六条（略）

一（略）

二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

2 三
（略）七
（略）

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）

附 則

第九条（略）

- 2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十八条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の規定の適用を受けなければならないこととされている材料又は設備に含まれる平成二十二年新法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であっても、これをみだりに放出してはならない。
- 3 〳12（略）